とかち新聞
主筆　松山明
(発行所)北海道足寄郡足寄町　とかち新聞社　電話2551番
本紙購読料　1カ月100円　1カ年前納1、000円

なつこくしない894万円

山林のほかに損害金とは—

どこへゆく？ 役場敷地問題

—足寄町議会—

十月二十日の臨時足寄町議会は午前十時二分に開会（欠席は遠山謙議員）と同時に重要な案件（役場敷地問題）があるので一とじて三十分ほど休憩して、常任委員長以上の打ち合せがあつて再開

小林町長　主な案件は昭和三十年の町村合併による県案の役場庁舎敷地について、このほど最終調停が示されたので、これを受諾したいので審議して頂きたい

として、「民事調停事件について」を提出、その内容は

足容町と高橋安蔵との民事調停について別紙調停事項のとおり受諾するものとする。

調停条項

一、申立人（高橋氏）と相手方（町）は、昭和三十一年十二月十日本件イ土地（境内地一千五百坪）と本件ロ（町有林百一町歩）各土地との交換契約が成立し、本件イ土地の所有権が相手方に、本件ロ土地の所有権が申立人に各移転したことを確認する。

二、相手方は申立人に対し昭和三十一年以降現在まで申立入が本件ロ土地を占有できなかつたことによつて生じた損害賠償として金八百九十四万六千八百四十八円の支払義務があることを認め、これを昭和四十五年十二月二十五日限り金四百五十万円、同四十六年三月二十五日限り四百四十四万六千八百四十八円に分割して申立人代理人（札幌市大通り西十二丁目海老名弁護士）方に持参または送金して支払う。

三、当事者双方は、本件に関し前各号以外に何等の請求もしない。

四、申立人と相手方が合意した前記各条項は、足寄町議会の議決を経たときに効力を生ずるものとする。

五、調停費用は各自弁とする。

となつていました。

サムライのハラキリ

ノーベル文学賞の候補にもあげられた作家の三島由紀夫が、自衛隊東部方面総監室でひと暴れして割腹自殺

×　×

このサムライ気どりのハラキリによつて興奮するのは右翼団体と軍国主義者。

×　×

この種の狂信的な狂暴なふるまいにおよぶ人々がもち出すのが「天皇」であり「日の丸」であり「君が代」であるところが問題。

町長の言明とは違う

神本議員が追及

これにたいする質疑はつぎのとおりでした。

神本三也議員　第一点は、町長が従来議会や協議会で言明したことと違うことを受諾したのはなぜか八百九十四万円の算出の基礎を明確にしてほしいこの間、高橋氏が風倒木の代金を受け取つているがどうするか、町長高橋と個人高橋のなかで執行しなかつたのをどうするか、損害を一方的に支払う理由はなにか

小林町長　何分とも調停裁判の関係は私どもの主張だけでは進展せず、相手方の立場もありこうなつた

鷲岡総務課長　損害金八百九十四万円の基礎は三十一年以降占有できなかつた損害の金銭換算に困難性があり、町が取得した一千五百坪の使用料相当額を基礎とした、三十二年から四十五年まで一坪二百八十円の賃貸料で十四年間の利息を複利で計算した

富田助役　高橋さんに三十三年に風倒木代金を支払つた事実は議会の特別委の調査で明らかになつた

神本議員　この調停は二転三転している、境内地が坪二百八十円は正しい評価か、複利計算はどうか

小林町長　昨年九月の議会で討議した内容と変つているが、あの時点では山林の買い戻しとして評価した、この問題の解決のため当事者同士の話し合いでは批判をうけるので第三者の弁護士に委任した、高橋氏の心境がかわり結果がこうなつて申しわけないが、ご諒解を頂きたい

神本議員　議決どおりに執行しようと担当者が起案したが高橋町長は決裁しなかつた、八百九十四万円は多すぎる、この種の問題が町道などに出たらどうするか、キチツとせねばならない

鳴海一郎議員　町の歴史に残る、一番先に高橋氏は議決は無効だから庁舎を明け渡せといいながら第一項で議決を確認しているのだから」なぜ取り下げないのか、取り下げもせず払えとはなにごとか二百八十円の契約もしていない、荒れ地を二百八十円で借りれるか、十四年間も貸借関係がなく要求もないではないか、申し立てと違う調停は取り下げるべきでないか

小林町長　弁護士でなく当事者同士の方がよかつたかもしれない

佐々木政一議員　これでは賛成したくても賛成できない、町民に報告もできない

矢野寛一議員　高橋氏は解決しようとすれば引つくり返す、この調停条項も議決したら引つくり返される心配がある、法律を頬冠り法律をタテにとるので過去の実績から信用できない人である、町長を首にかけてやれるか

小林町長　申しあげ難いがまた変るとの心配一千葉県の高橋さんのお宅へ三回いつたが弁護士に委任されており、高橋さんも悩んでいると思う、いまとなつては最終的で変ることはないと申しあげたい

宮口政雄議員　再評価を要求されたさい特別委をつくり、平和的な解決を結論とした、この調停条項の損害賠償、支払義務の字句を修正して再調停できるか

富田助役　議会で修正を条件となれば次回の調停で可能となる

斎藤昇副議長　提案に疑義はあるが、長時間論議したので質疑を打ち切つて採決したい

大滝弥助議長　質疑を打ち切り討論に入る

神本議員　町が一方的な高橋氏の損害賠償はなつとくできない、風倒木の収入も明確にすべきで、中味をキチツとした調停であるべきだ、監査請求を出されたこともある、反対する

新沼芳雄議員　この問題は交換せざるを得ない要因があり、執行できなかつた点もあり、日時がたつており円満に解決が基本方針なら、穏当でない字句もあるがホゴにすべきでない

鳴海議員　一方的な申し立てで、損害の支払いは町民の税金から出る、いつ登記するかハツキリしていない、悪用されるおそれがあるから反対する

多田梅松議員　合併いらいのこの問題一歴代の町長が配慮した第二項の損害賠償の字句は気に入らないが、見舞金、謝礼金というので賛成する

などの論議があつて採決の結果、三対十八で否決となりました。

浅川さんと和解

このあと、八月十三日に塩幌附近の路上で町のジープと保健婦の浅川知子さんの乗用車が衝突、これにたいする損害を双方五〇%の十三万二千円づつで和解に決定、大誉地生活改善センター条例などを決め、午後二時七分に閉会しました。

高橋氏の心境が変つた

小林町長

○…町村合併いらい十五年がかりの未解決案件であり これが中部区画整理事業にも支障をきたしており、あと任期わずかな小林長としてはなんとかこの辺でピリオドをうちたかつた気持はわかるとしても、この役場敷地をめぐる調停事項はあまりにもひどい内容。

○…当時、高橋氏の自由にならなかつた稲荷神社の境内地一千五百坪にたいして町有林百一町歩はベラボウな代償との非難があつたのに、こんどはさらに八百九十四万円余の〃追い銭〃をするのだから」なぜ取り下げないのか、取り下げもせず払えとはなにごとか二百八十円の契約もしていない、荒れ地を二百八十円で借りれるか、十四年間も貸借関係がなく要求もないではないか、申し立てと違う調停は取り下げるべきでないか

小林町長　弁護士でなく当事者同士の方がよかつたかもしれない

佐々木政一議員　これでは賛成したくても賛成できない、町民に報告もできない

矢野寛一議員　高橋氏は解決しようとすれば引つくり返す、この調停条項も議決したら引つくり返される心配がある、法律をタテにとるので過去の実績から信用できない人である、町長を首にかけてやれるか

小林町長　申しあげ難いがまた変るとの心配一千葉県の高橋さんのお宅へ三回いつたが弁護士に委任されており、高橋さんも悩んでいると思う、いまとなつては最終的で変ることはないと申しあげたい

宮口政雄議員　再評価を要求されたさい特別委をつくり、平和的な解決を結論とした、この調停条項の損害賠償、支払義務の字句を修正して再調停できるか

富田助役　議会で修正を条件となれば次回の調停で可能となる

斎藤昇副議長　提案に疑義はあるが、長時間論議したので質疑を打ち切つて採決したい

大滝弥助議長　質疑を打ち切り討論に入る

神本議員　町が一方的な高橋氏の損害賠償はなつとくできない、風倒木の収入も明確にすべきで、中味をキチツとした調停であるべきだ、監査請求を出されたこともある、反対する

新沼芳雄議員　この問題は交換せざるを得ない要因があり、執行できなかつた点もあり、日時がたつており円満に解決が基本方針なら、穏当でない字句もあるがホゴにすべきでない

鳴海議員　一方的な申し立てで、損害の支払いは町民の税金から出る、いつ登記するかハツキリしていない、悪用されるおそれがあるから反対する

多田梅松議員　合併いらいのこの問題一歴代の町長が配慮した第二項の損害賠償の字句は気に入らないが、見舞金、謝礼金というので賛成する

などの論議があつて採決の結果、三対十八で否決となりました。

浅川さんと和解

このあと、八月十三日に塩幌附近の路上で町のジープと保健婦の浅川知子さんの乗用車が衝突、これにたいする損害を双方五〇%の十三万二千円づつで和解に決定、大誉地生活改善センター条例などを決め、午後二時七分に閉会しました。

字句の修正で再提案か

○…町有林の買い戻しとして評価した、この問題の解決のため当事者同士の話し合いでは批判をうけるので第三者の弁護士に委任した、高橋氏の心境がかわり結果がこうなつて申しわけないが、ご諒解を頂きたい

神本議員　議決どおりに執行しようと担当者が起案したが高橋町長は決裁しなかつた、八百九十四万円は多すぎる、この種の問題が町道などに出たらどうするか、キチツとせねばならない

鳴海一郎議員　町の歴史に残る、一番先に高橋氏は議決は無効だから庁舎を明け渡せといいながら第一項で議決を確認している

○…境内地は町がすぐ使用したが町有林の方は高橋氏が占有できなかつたというが、町有林は放つておいても年々成長していつている

○…判決と違つて調停は当事者同士が合意に達したもの

○…裁判決定は当事者同士が合意に達したもの

○…裁判決定は当事者同士が合意に達したもの

小林町長　何分とも調停裁判の関係は私どもの主張だけでは進展せず、相手方の立場もありこうなつた

鷲岡総務課長　損害金八百九十四万円の基礎は三十一年以降占有できなかつた損害の金銭換算に困難性があり、町が取得した一千五百坪の使用料相当額を基礎とした、三十二年から四十五年まで一坪二百八十円の賃貸料で十四年間の利息を複利で計算した

富田助役　高橋さんに三十三年に風倒木代金を支払つた事実は議会の特別委の調査で明らかになつた

神本議員　この調停は二転三転している、境内地が坪二百八十円は正しい評価か、複利計算はどうか

小林町長　昨年九月の議会で討議した内容と変つているが、あの時点では山林の買い戻しとして評価した、この問題の解決のため当事者同士の話し合いでは批判をうけるので第三者の弁護士に委任した、高橋氏の心境がかわり結果がこうなつて申しわけないが、ご諒解を頂きたい

神本議員　議決どおりに執行しようと担当者が起案したが高橋町長は決裁しなかつた、八百九十四万円は多すぎる、この種の問題が町道などに出たらどうするか、キチツとせねばならない

鳴海一郎議員　町の歴史に残る、一番先に高橋氏は議決は無効だから庁舎を明け渡せといいながら第一項で議決を確認している

○…境内地は町がすぐ使用したが町有林の方は高橋氏が占有できなかつたというが、町有林は放つておいても年々成長していつている

○…判決と違つて調停